

兵庫県公安委員会告示第100号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日	令和7年7月17日（木）及び同月18日（金）
駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日	令和7年7月25日（金）
駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時から午後5時までとする。 2 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前9時10分から午前10時10分までとする。	

2 受講定員

受講定員は90人とする。

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 令和7年6月2日（月）から同年6月16日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に張り付け、又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査の会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習

を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 問合せ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課
電話（078）341－7441 内線5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、6の問合せ先に問い合わせること。